

## 即位式にまつわる資料から (2) 「女性の装束」

天理参考館学芸員  
幡鎌 真理 Mari Hatakama

前回5月号に引き続き、即位などの晴儀せいぎに関連する装束の標本模型を紹介する。10月22日に即位礼正殿の儀が執り行われた。これは即位した天皇が国内外に即位を宣命する重要な儀式で、古来の即位式には女性も参列し、高御座たかみくらの御帳みちようを開閉する褰帳命婦けんちやうみょうぶや威儀命婦いぎみょうぶが控える。彼女らは高位の貴族から選ばれ、最上級の「礼服」を着用する女官である。

女性の装束に注目するとき、さかのぼって女性の埴輪を見ると、巫女や采女のような奉仕者を示すためか、肩に襷をかけた額に鉢巻をつけた表現が多い。上半身は男性と同じように衣をまとい、下半身は男性の袴に対して髪もの多いも裙もをつける(図1)。唐代に流行した胡服の影響を受けた時期もあるものの、定



図1 紅陶加彩女子 唐(8世紀)高さ64.8cm  
盛唐期の典型的な美人像とされるもの。豊満な女性像が多い。  
立てた左手の人差し指をじっと見つめているのは、小鳥でも止まらせていたのだろうか。柔らかな裙をつけている。

着はしなかった。前回、「大宝律令」の衣服令に公家の最上礼装が記載されたと述べたが、女子の服制は養老期になってはじめて定められた。その衣服令には、先述した五位以上の女性が朝廷の晴儀に際して着用する「礼服」、初位以上の女性の日常出勤用の「朝服」、無位の女性が奉仕するときの「制服」の3種類が定められた。しかし、施行自体は天平2年(730年)になってからで、詔をもって“天下の婦女子をして旧衣服を改め、新しくすべき”と命令を出した。このうち「礼服」は天平13年(741年)まで官費で支給されたが、その後は各自の負担となる。女性は男性ほど晴儀に参列しなかったためか、「礼服」を省略した「朝服」が宮中に奉仕する女官の平常の服装となっていく。唐風を継承しつつも各部を改め、袖や裾を拡大して独特の様式が確立された。これが後に「女房装束」となって、貴族の妻や娘は、その夫や父の位階に準じて着用した。

前回同様「井上式地歴標本」と呼ばれる標本模型の素焼彩色人形を使って説明したい。この標本模型の詳細については前回分を参照されたい。図2は背子からぎぬ裙もを着て、鏡を手に髪型を直す姿で、奈良薬師寺の姫大神と伝わる女神像と同じ様式である。おそらく小紋のあしぎぬ絶ぬであろうきん衫しんに綾と見える背子を重ね、裙をつけている。綾の背子は錦にくらべて柔らかなので衫になじんでいるように見える。白の正絹の領巾すずしをまとい、さながら天女のようなのである。



図2 井上式地歴標本  
「平安朝以前・婦人服装着用模型」  
明治末 高さ23.3cm

同様に皇后の式典の助祭の服として白の衣裙がある。これは弘仁11年2月の詔に定められており、以後平安期の立后の際は唐衣と表着に白を用いるのが慣例となっている。これらを参考にしたのか、大正天皇以降の皇后の装束は白唐衣に緑系統の表着という組み合わせに固定化された。因みに明治天皇以降、即位の装束は唐風から国風に転換している。皇后は「五衣唐衣裳」、いわゆる十二単を料とする。図3がそれで、標本模型では大垂髪おすべらかしにはせず、髪を垂らしている。大垂髪も本来は字の如く、自然のままに髪を垂らした姿だった。そこに釵をつける。

即位礼正殿の儀では平安絵巻さながらに華麗な装束を目にすることができるだろう。



図3 井上式地歴標本  
「平安朝以前・婦人服装着用模型」  
明治末 高さ22.0cm

〈図はすべて天理参考館蔵品〉